

改正後

(1 別表一)

OCR入力用：この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) FB0611

納税地	令和 年 月 日	青色申告 一連番号
フリガナ	電話() -	整理番号
法人名	事業種目	事業年度(年)
法人番号	同非区分	売上金額
代表者	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	申告区分
	添付書類	申告区分

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		所得税の額 (別表六「(一)6」の①)	17	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六「(二)20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六「(六)4」)	3		計 (17) + (18)	19	
差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (13)	20	
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	5	000	控除しなかった金額 (19) - (20)	21	
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	6	000	土地調査料等 (別表三「(二)27」)	22	0
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	7	000	同上	23	0
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	8	000	同上	24	00
課税土地調査料等 (別表三「(一)8」)	9	00	所得税額等の差引金額 (21)	25	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	12		計 (25) + (26) + (27)	28	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	13		この申告による還付金額 (43)	45	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	14	00	この申告による法人税額 (46)	46	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	15	00	この申告による法人税額 (47)	47	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	16	00	この申告による法人税額 (48)	48	000
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	17	00	この申告による法人税額 (49)	49	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	18	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	39	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	19	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	40	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	20	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	41	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	21	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	42	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	22	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	43	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	23	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	44	00

税理士 署名

改正前

(1 別表一)

OCR入力用：この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) FB0611

納税地	令和 年 月 日	青色申告 一連番号
フリガナ	電話() -	整理番号
法人名	事業種目	事業年度(年)
法人番号	同非区分	売上金額
代表者	旧納税地及び旧法人名等	申告年月日
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	申告区分
	添付書類	申告区分

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		所得税の額 (別表六「(一)6」の①)	17	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六「(二)20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六「(六)4」)	3		計 (17) + (18)	19	
差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (13)	20	
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	5	000	控除しなかった金額 (19) - (20)	21	
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	6	000	土地調査料等 (別表三「(二)27」)	22	0
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	7	000	同上	23	0
課税土地調査料等 (別表三「(一)4」)	8	000	同上	24	00
課税土地調査料等 (別表三「(一)8」)	9	00	所得税額等の差引金額 (21)	25	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		中間納付額 (15) - (14)	26	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	12		計 (25) + (26) + (27)	28	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	13		この申告による還付金額 (43)	45	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	14	00	この申告による法人税額 (46)	46	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	15	00	この申告による法人税額 (47)	47	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	16	00	この申告による法人税額 (48)	48	000
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	17	00	この申告による法人税額 (49)	49	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	18	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	39	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	19	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	40	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	20	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	41	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	21	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	42	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	22	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	43	00
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	23	00	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	44	00

税理士 署名

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分(三)令三・四一以後終了事業年度等分

改正後

(2) 別表一次葉

事業年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%又は19%相当額 53				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額 54				
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の19%又は23.2%相当額 55				
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額 58				
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額 59				
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60	地方申告額の計算	所得の金額に対する法人税額	68		
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69		
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000	
	法人税額	63		確定地方法人税額	71		
	還付金額	64		中間還付額	72		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(63)	65		00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは((44)+(72)+(73))又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

別表一次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2) 別表一次葉

事業年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%又は19%相当額 53				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額 54				
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の19%又は23.2%相当額 55				
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額 58				
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額 59				
この申告が修正申告である場合の計算							
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60	地方申告額の計算	所得の金額に対する法人税額	68		
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69		
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000	
	法人税額	63		確定地方法人税額	71		
	還付金額	64		中間還付額	72		
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(63)	65		00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは((44)+(72)+(73))又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

別表一次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分

(3 別表一の二)

連

令和 年 月 日 税務署長殿	連 結 申 告 一 連 番 号	納 税 地	連 結 法 人 監 理 番 号	納 税 地	連 結 法 人 監 理 番 号
電話() -					
フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分	フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分	フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分
法人番号	同非区分	法人番号	同非区分	法人番号	同非区分
フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等	フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等	フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等
住所	添付書類	住所	添付書類	住所	添付書類

令和 年 月 日 連 結 事 業 年 度 分 の 法 人 税 申 告 書
令和 年 月 日 課 税 事 業 年 度 分 の 地 方 法 人 税 申 告 書

連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額 (別表四の二[55]の①)	1	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
法 人 税 額 (53) + (54) + (55)	2				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (別表六の二[3][4])	3				
差 引 法 人 税 額 (2) - (3)	4				
連 結 所 得 金 額 等 に 対 する 所 得 税 額 (別表三の二[4])	5				
土 地 課 税 額 (別表三の二[4])	6				
同 上 に 対 する 税 額 (22) + (23) + (24)	7				
課 税 連 結 保 険 金 額 (別表三の二[4])	8				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[8])	9				
法 人 税 額 計 (4) + (5) + (7) + (9)	10				
控 除 税 額 (10) - (11) - (12) - (13) - (14)	11				
差 引 連 結 所 得 金 額 (10) - (11) - (12) - (13)	12				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	13				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	14				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	15				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	16				

この申告による法人税額の計算

連 結 所 得 金 額 等 に 対 する 法 人 税 額 (4) + (5) + (7) + (9)	17	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
外 国 税 額 (別表六の二[16])	18				
計 (17) + (18)	19				
控 除 した 金 額 (13)	20				
控 除 し な が た 金 額 (19) - (20)	21				
土 地 課 税 額 (別表三の二[27])	22				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[28])	23				
課 税 連 結 保 険 金 額 (別表三の二[4])	24				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[8])	25				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	26				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	27				
計 (25) + (26) + (27)	28				
この申告による法人税額 (28) - (29) - (30) - (31) - (32)	29				
差 引 連 結 所 得 金 額 (28) - (29) - (30) - (31) - (32)	30				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	31				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	32				

この申告による地方法人税額の計算

この申告による課税額 (43) - (42)	45	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
この申告による課税額 (43) - (42)	46				
この申告による課税額 (43) - (42)	47				
この申告による課税額 (43) - (42)	48				
この申告による課税額 (43) - (42)	49				

課 税 額 計 算 表

令和 年 月 日 税 務 署 長 殿

税 理 士 署 名

(3 別表一の二)

連

令和 年 月 日 税務署長殿	連 結 申 告 一 連 番 号	納 税 地	連 結 法 人 監 理 番 号	納 税 地	連 結 法 人 監 理 番 号
電話() -					
フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分	フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分	フリガナ 連 結 法 人 名	法人区分
法人番号	同非区分	法人番号	同非区分	法人番号	同非区分
フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等	フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等	フリガナ 代 表 者	旧納税地及び 旧法人名等
住所	添付書類	住所	添付書類	住所	添付書類

平成・令和 年 月 日 連 結 事 業 年 度 分 の 法 人 税 申 告 書
令和 年 月 日 課 税 事 業 年 度 分 の 地 方 法 人 税 申 告 書

連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額 (別表四の二[55]の①)	1	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
法 人 税 額 (53) + (54) + (55)	2				
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (別表六の二[3][4])	3				
差 引 法 人 税 額 (2) - (3)	4				
連 結 所 得 金 額 等 に 対 する 所 得 税 額 (別表三の二[4])	5				
土 地 課 税 額 (別表三の二[4])	6				
同 上 に 対 する 税 額 (22) + (23) + (24)	7				
課 税 連 結 保 険 金 額 (別表三の二[4])	8				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[8])	9				
法 人 税 額 計 (4) + (5) + (7) + (9)	10				
控 除 税 額 (10) - (11) - (12) - (13) - (14)	11				
差 引 連 結 所 得 金 額 (10) - (11) - (12) - (13)	12				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	13				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	14				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	15				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額	16				

この申告による法人税額の計算

連 結 所 得 金 額 等 に 対 する 法 人 税 額 (4) + (5) + (7) + (9)	17	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
外 国 税 額 (別表六の二[16])	18				
計 (17) + (18)	19				
控 除 した 金 額 (13)	20				
控 除 し な が た 金 額 (19) - (20)	21				
土 地 課 税 額 (別表三の二[27])	22				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[28])	23				
課 税 連 結 保 険 金 額 (別表三の二[4])	24				
同 上 に 対 する 税 額 (別表三の二[8])	25				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	26				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	27				
計 (25) + (26) + (27)	28				
この申告による法人税額 (28) - (29) - (30) - (31) - (32)	29				
差 引 連 結 所 得 金 額 (28) - (29) - (30) - (31) - (32)	30				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	31				
連 結 申 告 分 の 法 人 税 額 (15) - (14)	32				

この申告による地方法人税額の計算

この申告による課税額 (43) - (42)	45	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円	十 萬 千 円
この申告による課税額 (43) - (42)	46				
この申告による課税額 (43) - (42)	47				
この申告による課税額 (43) - (42)	48				
この申告による課税額 (43) - (42)	49				

課 税 額 計 算 表

令和 年 月 日 税 務 署 長 殿

税 理 士 署 名 押 印

改正後

(4 別表一の二 (次葉))

法人税額の計算		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名		
法人税額の計算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55		
地方法人税額の計算						
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58		
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算						
法人申告額の この申告前の 計算	連結所得金額又は 連結欠損金額	60	地方 の 法 人 申 告 額 前 の 計 算	連結所得の金額に 対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に 対する法人税額	69	
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71	
	還付金額	64		中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (65)-(63)若しくは(65)+(64) 又は(64)-(28))	65		00	欠損金の繰戻しによる 還付金額	73
この申告前の 連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき 地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73) 又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74	00	
翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二次葉 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(4 別表一の二 (次葉))

法人税額の計算		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名		
法人税額の計算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55		
地方法人税額の計算						
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58		
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算						
法人申告額の この申告前の 計算	連結所得金額又は 連結欠損金額	60	地方 の 法 人 申 告 額 前 の 計 算	連結所得の金額に 対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に 対する法人税額	69	
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71	
	還付金額	64		中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (65)-(63)若しくは(65)+(64) 又は(64)-(28))	65		00	欠損金の繰戻しによる 還付金額	73
この申告前の 連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき 地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73) 又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74	00	
翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二次葉 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

(5 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。
 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

令和 年 月 日 事業者種目 青色申告 一連番号

納税地 電話番号 事業年度 整理番号

法人名 旧納税地及び旧法人名等 売上金額 申告年月日

法人番号 恒久的施設の有無及びその種類 申告区分

代表者氏名/住所 添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の申告 令和 年 月 日)

送付書類 送付年月日

恒久的施設等所得に係る所得の金額に依る法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に依る法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	13	
法人税額 (48) + (49)	法人税額 (48) + (49)	2		法人税額 (57) + (58)	法人税額 (57) + (58)	14	
法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	3		法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	15	
差引法人税額 (2) - (3)	差引法人税額 (2) - (3)	4		差引法人税額 (14) - (15)	差引法人税額 (14) - (15)	16	
リース特別控除取戻金等	リース特別控除取戻金等	5		リース特別控除取戻金等	リース特別控除取戻金等	17	
法人税額計 (4) + (5)	法人税額計 (4) + (5)	6	00	法人税額計 (16) + (17)	法人税額計 (16) + (17)	18	00
分限特種所得等の控除額 (別表六「6」[7])	分限特種所得等の控除額 (別表六「6」[7])	7		控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	19	
控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	8		控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	19	
新所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	新所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9		新所得に対する法人税額 (18) - (19)	新所得に対する法人税額 (18) - (19)	20	
欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	10		欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	21	
換状 (別表六「6」[11])	換状 (別表六「6」[11])	11		換状 (別表六「6」[11])	換状 (別表六「6」[11])	22	
この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	12		この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	23	
所得税額等の差引金額 (25) + (27)	所得税額等の差引金額 (25) + (27)	24		所得税額等の差引金額 (25) + (27)	所得税額等の差引金額 (25) + (27)	31	
控除しきれなかった金額 (54) - (24)	控除しきれなかった金額 (54) - (24)	25		中間納付税額 (29) - (28)	中間納付税額 (29) - (28)	32	
控除しきれなかった金額 (61) - (26)	控除しきれなかった金額 (61) - (26)	27		欠損金の繰戻しによる差引請求税額	欠損金の繰戻しによる差引請求税額	33	
合計 (29) - (26) + (28) - (24)	合計 (29) - (26) + (28) - (24)	28	00	計 (31) + (32) + (33)	計 (31) + (32) + (33)	34	
中間申告分の法人税額	中間申告分の法人税額	29	00	この申告が修正申告である場合のこの申告による納付すべき法人税額又は減少する差引請求税額 (70)	この申告が修正申告である場合のこの申告による納付すべき法人税額又は減少する差引請求税額 (70)	35	00
課税標準法人税額 (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20)	課税標準法人税額 (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20)	36	000	この申告書の課税標準法人税額 (73)	この申告書の課税標準法人税額 (73)	44	000
所得地方法人税額 (72)	所得地方法人税額 (72)	37		この申告により納付すべき地方法人税額 (77)	この申告により納付すべき地方法人税額 (77)	45	00
外国税額の控除額 (別表六「6」[47])	外国税額の控除額 (別表六「6」[47])	38		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (剰余金の分配) の金額	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (剰余金の分配) の金額	46	
差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	40	00	決定の日	決定の日	47	
中間申告分の地方法人税額	中間申告分の地方法人税額	41	00	支払の日	支払の日	48	
差引確定地方法人税額 (40) + (41)	差引確定地方法人税額 (40) + (41)	42	00	支払の金額	支払の金額	49	
この申告による差引金額 (41) - (40)	この申告による差引金額 (41) - (40)	43		納付先	納付先	50	

税理士 署名

(5 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。
 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

令和 年 月 日 事業者種目 青色申告 一連番号

納税地 電話番号 事業年度 整理番号

法人名 旧納税地及び旧法人名等 売上金額 申告年月日

法人番号 恒久的施設の有無及びその種類 申告区分

代表者氏名/住所 添付書類

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の申告 令和 年 月 日)

送付書類 送付年月日

恒久的施設等所得に係る所得の金額に依る法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に依る法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	13	
法人税額 (48) + (49)	法人税額 (48) + (49)	2		法人税額 (57) + (58)	法人税額 (57) + (58)	14	
法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	3		法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	法人税額の特別控除額 (別表六「6」[4])	15	
差引法人税額 (2) - (3)	差引法人税額 (2) - (3)	4		差引法人税額 (14) - (15)	差引法人税額 (14) - (15)	16	
リース特別控除取戻金等	リース特別控除取戻金等	5		リース特別控除取戻金等	リース特別控除取戻金等	17	
法人税額計 (4) + (5)	法人税額計 (4) + (5)	6	00	法人税額計 (16) + (17)	法人税額計 (16) + (17)	18	00
分限特種所得等の控除額 (別表六「6」[7])	分限特種所得等の控除額 (別表六「6」[7])	7		控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	19	
控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	8		控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	控除税額 (18) + (19)のうち分限特種所得等の控除額	19	
新所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	新所得に対する法人税額 (6) - (7) - (8)	9		新所得に対する法人税額 (18) - (19)	新所得に対する法人税額 (18) - (19)	20	
欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	10		欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	欠の繰上払戻金等 (別表六「6」[10])	21	
換状 (別表六「6」[11])	換状 (別表六「6」[11])	11		換状 (別表六「6」[11])	換状 (別表六「6」[11])	22	
この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	12		この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	この申告による差引金額 (別表六「6」[12])	23	
所得税額等の差引金額 (25) + (27)	所得税額等の差引金額 (25) + (27)	24		所得税額等の差引金額 (25) + (27)	所得税額等の差引金額 (25) + (27)	31	
控除しきれなかった金額 (54) - (24)	控除しきれなかった金額 (54) - (24)	25		中間納付税額 (29) - (28)	中間納付税額 (29) - (28)	32	
控除しきれなかった金額 (61) - (26)	控除しきれなかった金額 (61) - (26)	27		欠損金の繰戻しによる差引請求税額	欠損金の繰戻しによる差引請求税額	33	
合計 (29) - (26) + (28) - (24)	合計 (29) - (26) + (28) - (24)	28	00	計 (31) + (32) + (33)	計 (31) + (32) + (33)	34	
中間申告分の法人税額	中間申告分の法人税額	29	00	この申告が修正申告である場合のこの申告による納付すべき法人税額又は減少する差引請求税額 (70)	この申告が修正申告である場合のこの申告による納付すべき法人税額又は減少する差引請求税額 (70)	35	00
課税標準法人税額 (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20)	課税標準法人税額 (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20)	36	000	この申告書の課税標準法人税額 (73)	この申告書の課税標準法人税額 (73)	44	000
所得地方法人税額 (72)	所得地方法人税額 (72)	37		この申告により納付すべき地方法人税額 (77)	この申告により納付すべき地方法人税額 (77)	45	00
外国税額の控除額 (別表六「6」[47])	外国税額の控除額 (別表六「6」[47])	38		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (剰余金の分配) の金額	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額 (剰余金の分配) の金額	46	
差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	差引地方法人税額 (37) - (38) - (39)	40	00	決定の日	決定の日	47	
中間申告分の地方法人税額	中間申告分の地方法人税額	41	00	支払の日	支払の日	48	
差引確定地方法人税額 (40) + (41)	差引確定地方法人税額 (40) + (41)	42	00	支払の金額	支払の金額	49	
この申告による差引金額 (41) - (40)	この申告による差引金額 (41) - (40)	43		納付先	納付先	50	

税理士 署名

改正後

(6 別表一の三 (次葉))

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
		その他の所得金額(1)-(46)	47	000	その他の所得金額(13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48		(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49		(56)の23.2%相当額	58	
	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59	
		外国税額(別表六の三「15」)	51		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60	
		計(50)+(51)	52		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53				
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54				
	この申告が修正申告である場合の計算						
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	67		
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	00	
	この申告前の還付金額	69					
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76			
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外額))	77	00		
この申告前の中間還付額	75						

別表一の三次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(6 別表一の三 (次葉))

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
		その他の所得金額(1)-(46)	47	000	その他の所得金額(13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48		(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49		(56)の23.2%相当額	58	
	控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59	
		外国税額(別表六の三「15」)	51		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60	
		計(50)+(51)	52		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53				
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54				
	この申告が修正申告である場合の計算						
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失	67		
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	00	
	この申告前の還付金額	69					
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の4.4%又は10.3%相当額	72			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76			
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外額))	77	00		
この申告前の中間還付額	75						

別表一の三次葉 令二・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(7 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 : : 法人名

課税留保金額に対する税額の計算		税額	
課税留保金額	税額	課税留保金額	税額
年 3,000 万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	円	円
年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2	円	円
年 1 億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	円
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円	円
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48」の②)	9	円	円
前期未配当等の額(連結法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円	円
当期未配当等の額(連結法人配当等の額を除く。)	11	円	円
法人税額及び地方税法上の税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「19」)-別表六(五)の②「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六(五)の②「5」の②)-(別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12	円	円
住民税額 (28)	13	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の六「1」)	14	円	円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円	円
連結法人配当等の当期支払額	16	円	円
連結法人配当等の当期受取額	17	円	円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における譲渡価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18	円	円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	円	円
留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20	円	円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円	円
中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「18」)-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(三十三)「28」-別表六(三十四)「13」)	22	円	円
中小企業者等 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「18」)-別表六(九)「21」-別表六(十二)「11」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「18」-別表六(二十)「39」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十四)「24」-別表六(二十五)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「21」-別表六(三十二)「16」-別表六(三十一)「22」-別表六(三十二)「16」-別表六(三十三)「28」-別表六(三十四)「13」)	23	円	円
住民税額 (22)又は(23)×10.4%	24	円	円
特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25	円	円
調整地方税額に係る控除額 $\left[(24) + (別表一「12」+「18」) \right] \times 20\%$	26	円	円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27	円	円
住民税額 (24)-(27)	28	円	円

別表三(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

改正前

(7 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 : : 法人名

課税留保金額に対する税額の計算		税額	
課税留保金額	税額	課税留保金額	税額
年 2,000 万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	円	円
年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2	円	円
年 1 億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	円
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円	円
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48」の②)	9	円	円
前期未配当等の額(連結法人配当等の額を除く。) (前期の(11))	10	円	円
当期未配当等の額(連結法人配当等の額を除く。)	11	円	円
法人税額及び地方税法上の税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「19」)-別表六(五)の②「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六(五)の②「5」の②)-(別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12	円	円
住民税額 (28)	13	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二「1」)	14	円	円
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	円	円
連結法人配当等の当期支払額	16	円	円
連結法人配当等の当期受取額	17	円	円
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における譲渡価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18	円	円
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	円	円
留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20	円	円
課税留保金額 (19)-(20)	21	円	円
中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「18」)-別表六(十二)「6」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十九)「28」-別表六(三十)「13」)	22	円	円
中小企業者等 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書)-(「12」-「18」)-別表六(九)「20」-別表六(十一)「11」-別表六(十二)「6」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「18」-別表六(二十)「39」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十四)「24」-別表六(二十五)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「21」-別表六(三十二)「16」-別表六(二十九)「28」-別表六(三十)「13」)	23	円	円
住民税額 (22)又は(23)×(16.3%又は10.4%)	24	円	円
特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)	25	円	円
調整地方税額に係る控除額 $\left[(24) + (別表一「12」+「18」) \right] \times 20\%$ (16.3%又は10.4%)	26	円	円
住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27	円	円
住民税額 (24)-(27)	28	円	円

別表三(一) 令二・四・一以後終了事業年度分

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書			
連 結 年 度	法人名	()	
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算			
連 結 個 別 留 保 税 額 (8)+(9)+(10)	1	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (1) の 合 計 額)	2	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4
連 結 留 保 税 額 の 計 算			
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (24) 又は $(3,000 \text{ 万 円} \times \frac{\quad}{12})$ の い ず れ か 少 ない 金 額	5	(5) の 10 % 相 当 額	8
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((24)-(5)) 又は $(1 \text{ 億 円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ の い ず れ か 少 ない 金 額	6	(6) の 15 % 相 当 額	9
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7	(7) の 20 % 相 当 額	10
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算			
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「6」の②)	11	住 民 税 (別表一の二「6」+「7」)及び(別表一の二「10」の外書)の うち、帰せられる金額	25
前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前 期 の (13))	12	個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	26
当 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「13」	27
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	14	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十五)「12」-別表六の二(十六)「11」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十二)付表「6」-別表六の二(二十四)付表「6」-別表六の二(二十五)付表「7」-別表六の二(二十七)「10」-別表六の二(二十八)「14」-別表六の二(二十九)「12」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「13」	28
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 から 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 を 控 除 し た 金 額	15	住 民 税 額 (25) 又は (27) 又は (28) の い ず れ か 多 い 金 額 $\times 10.4\%$	29
住 民 税 額 (34)	16	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額) $\times 40\%$	30
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三)の六「9」)	17	(27) 又は (28) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (16) + (16) - (17) (マイナスの場合は 0)	18	調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[\left((25) \text{ 又 是 } (31) \text{ の い ず れ か 多 い 金 額} \right) \times 20\% \right] \times 10.4\%$	32
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19	住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又は (32) の い ず れ か 少 ない 金 額	33
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20	住 民 税 額 (29) - (33)	34
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 値 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21		
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22		
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は 0)	23		
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24		

別表三の二付表二 令三・四・一以後終了連結事業年度分

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書			
連 結 年 度	法人名	()	
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算			
連 結 個 別 留 保 税 額 (8)+(9)+(10)	1	連 結 留 保 税 額 (別表三の二「8」)	3
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 留 保 税 額 の 合 計 額 (各 連 結 法 人 の (1) の 合 計 額)	2	連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4
連 結 留 保 税 額 の 計 算			
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 (24) 又は $(3,000 \text{ 万 円} \times \frac{\quad}{12})$ の い ず れ か 少 ない 金 額	5	(5) の 10 % 相 当 額	8
年 3,000 万 円 相 当 額 を 超 え 年 1 億 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((24)-(5)) 又は $(1 \text{ 億 円} \times \frac{\quad}{12} - (5))$ の い ず れ か 少 ない 金 額	6	(6) の 15 % 相 当 額	9
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (24) - (5) - (6)	7	(7) の 20 % 相 当 額	10
基 準 個 別 留 保 金 額 の 計 算			
個 別 留 保 所 得 金 額 (別表四の二付表「6」の②)	11	住 民 税 (別表一の二「6」+「7」)及び(別表一の二「10」の外書)の うち、帰せられる金額	25
前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前 期 の (13))	12	個 別 所 得 金 額 に 係 る 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 額	26
当 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	13	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 以 外 の 場 合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「13」	27
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額	14	連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「19」-別表六の二(十二)「20」-別表六の二(十五)「12」-別表六の二(十六)「11」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)付表「6」-別表六の二(二十二)付表「6」-別表六の二(二十四)付表「6」-別表六の二(二十五)付表「7」-別表六の二(二十七)「10」-別表六の二(二十八)「14」-別表六の二(二十九)「12」-別表六の二(三十)「25」-別表六の二(三十一)「13」	28
連 結 留 保 税 額 及 び 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (17) が ない も の と し た 場 合 の 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 帰 せ ら れ る 金 額 から 分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 の 個 別 帰 属 額 を 控 除 し た 金 額	15	住 民 税 額 (25) 又は (27) 又は (28) の い ず れ か 多 い 金 額 $\times 16.3\%$ 又は 10.4%	29
住 民 税 額 (34)	16	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額) $\times (20\% \text{ 又 是 } 40\%)$	30
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三)の十二「9」)	17	(27) 又は (28) + (別表一の二「12」のうち帰せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)	31
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (16) + (16) - (17) (マイナスの場合は 0)	18	調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 $\left[\left((25) \text{ 又 是 } (31) \text{ の い ず れ か 多 い 金 額} \right) \times 20\% \right] \times 16.3\%$ 又は 10.4%	32
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	19	住 民 税 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (30) 又は (32) の い ず れ か 少 ない 金 額	33
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	20	住 民 税 額 (29) - (33)	34
他 の 法 人 の 株 式 又 は 出 資 の 基 準 時 の 直 前 に お け る 帳 簿 価 値 から 減 算 さ れ る 金 額 (別表三の二付表三「21」)	21		
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11) + (12) - (13) + (14) - (18) - (21)	22		
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は 0)	23		
基 準 個 別 留 保 金 額 (22) - (23)	24		

別表三の二付表二 令二・四・一以後終了連結事業年度分

(10 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の①「21」)	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一「4」+別表六(五)の②「5」+別表七(七)の①「7」) (マイナスの場合は0)	2	円	① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3	円	② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」の①)	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所得等に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「25」) (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額)	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
計 (21)+(32)-(42)	43		

別表六(二) 令三・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)
法人税の控除限度額 (16)	45	円	000
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方方法人税額 (47) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表七(七)の①「7」) - (47)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)
			地方方法人税控除限度額 (48) × $\frac{(15)}{(8)}$
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額)

(10 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の①「21」)	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一「4」+別表六(五)の②「5」+別表七(七)の①「7」) (マイナスの場合は0)	2	円	① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3	円	② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「26」の①)	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所得等に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「25」) (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額)	15		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額)	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
計 (21)+(32)-(42)	43		

別表六(二) 令二・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)
法人税の控除限度額 (16)	45	円	000
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方方法人税額 (47) × 10.3% - ((別表六(五)の②「5」の②)+(別表七(七)の①「7」) - (47)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)
			地方方法人税控除限度額 (48) × $\frac{(15)}{(8)}$
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額)

改正後

(11 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表六(三)			
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円		国	税		
地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2			道府県民	税		
道府県民税 (1)×1%又は別表六(三)付表「28の④」)	3			市町村民	税		
市町村民税 (1)×6%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4			計			
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6			控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)			
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
..	国 税	円	円		円	外	円
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税			円		外	円
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	計 (30)+(31)+(32)						
当期分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)(二)「21」)
当期分	道府県民税	(8)					
当期分	市町村民税	(9)					
当期分	計 (34)+(35)+(36)	(10)	(33の②)				(33の②)

別表六(三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改正前

(11 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表六(三)			
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円		国	税		
地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2			道府県民	税		
道府県民税 (1)×1%又は別表六(三)付表「28の④」)	3			市町村民	税		
市町村民税 (1)×6%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4			計			
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5						
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)(二)「21」)	6			控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5)			
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
..	国 税	円	円		円	外	円
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税			円		外	円
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	国 税					外	
..	道府県民税						
..	市町村民税						
..	計 (30)+(31)+(32)						
当期分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)(二)「21」)
当期分	道府県民税	(8)					
当期分	市町村民税	(9)					
当期分	計 (34)+(35)+(36)	(10)	(33の②)				(33の②)

別表六(三) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(12 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の連結法人税額の 連結の 結算	1	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5の②」-別表十七(三の六)「5」) (マイナスの場合は0)	8	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43の①」の合計)
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	10	(8) + (9) (マイナスの場合は0)
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34の①」)	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計) + (各連結法人の別表六(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	12	(10) - (11) (マイナスの場合は0)
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	13	(7) × 90%
	7	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)
算	計	(2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$
			16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
地方 法人 税額 の 計 算	17	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	19	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$
	18	地方法人税額の (17) × 10.3% - ((別表六の二(二)の二「5の②」) + (別表十七(三の六)「5」) - (17))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)

別表六の二(二) 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

(12 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の連結法人税額の 連結の 結算	1	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5の②」-別表十七(三の十二)「5」) (マイナスの場合は0)	8	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43の①」の合計)
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	10	(8) + (9) (マイナスの場合は0)
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34の①」)	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計) + (各連結法人の別表六(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	12	(10) - (11) (マイナスの場合は0)
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	13	(7) × 90%
	7	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)
算	計	(2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$
			16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
地方 法人 税額 の 計 算	17	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	19	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$
	18	地方法人税額の (17) × (4.4%又は10.3%) - ((別表六の二(二)の二「5の②」) + (別表十七(三の十二)「5」) - (17))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)

別表六の二(二) 令三・四・一以後終了連結事業年度等分

(15 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書				事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	区 分	①	②	
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五)の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2	当 期	円	円	
当期の恒久的施設 税の控除限度額	3	の加			
繰越欠損金又は災害 損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	外 国			
組合等損失額 の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	源 泉			
組合等損失超過合計額 の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	算			
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	所 得			
当期の調整 額	8	に			
(40) (マイナスの場合は0)	8	係			
(7) × 90%	9	る			
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10	所 得			
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11	の			
法第144条の2第1項 により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12	金 額			
法第144条の2第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13	の			
法第144条の2第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14	計			
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	算			
		小			
		計			
		非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)			
		計 (38)-(39)			
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	地方 法人 税額 の計	円	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)			
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43	恒久的施設税額 (44) × 10.28 - ((別表六(五)の二)「5の③」 -(44)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)			
		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$			
		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額)			

別表六の三 令三・四・一以後終了事業年度等分

(15 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書				事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	区 分	①	②	
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五)の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2	当 期	円	円	
当期の恒久的施設 税の控除限度額	3	の加			
繰越欠損金又は災害 損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	外 国			
組合等損失額 の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	源 泉			
組合等損失超過合計額 の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	算			
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	所 得			
当期の調整 額	8	に			
(40) (マイナスの場合は0)	8	係			
(7) × 90%	9	る			
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10	所 得			
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11	の			
法第144条の2第1項 により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12	金 額			
法第144条の2第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13	の			
法第144条の2第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14	計			
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	算			
		小			
		計			
		非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)			
		計 (38)-(39)			
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	地方 法人 税額 の計	円	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)			
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43	恒久的施設税額 (44) × 10.28 - ((別表六(五)の二)「5の③」 -(44)と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)			
		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$			
		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額)			

別表六の三 令三・四・一以後終了事業年度等分

(17 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の六

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		円	
内額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1	
法人当	法人税の額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
の額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
控除	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
対象	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の六)付表「31」の合計)	5	
所得	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
計	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
算	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	9	
	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地方法人税の額から 控除する金額 (8)と(別表一の二「38」)-(別表六 の二(二の二)「34」)のうち少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個別帰属額 $(12) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	

(17 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の十二

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		円	
内額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	1	
法人当	法人税の額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
の額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
控除	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
対象	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	5	
所得	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
計	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
算	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	9	
	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地方法人税の額から 控除する金額 (8)と(別表一の二「38」)-(別表六 の二(二の二)「34」)のうち少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個別帰属額 $(12) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	

前

正

改

(18 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

法人名 _____

法人番号 _____

フリガナ) _____

代表者 氏名 _____ 印)

代表者 住所 _____

税理士 氏名 _____ 印)

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
事務局長殿		事務局長殿	
前事業年度等	自昭和 年 月 日	前事業年度等	自令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日	地方法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
前事業年度の法人税額	前事業年度の地方法人税額	前事業年度の法人税額	前事業年度の地方法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
差引法人税額	差引地方法人税額	差引法人税額	差引地方法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
月数換算	月数換算	月数換算	月数換算
同上の税額 × 6	同上の税額 × 6	同上の税額 × 6	同上の税額 × 6
納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
00	00	00	00

別表十八 令二・四・一以後提出分

後 正 改

(18 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

法人名 _____

法人番号 _____

フリガナ) _____

代表者 氏名 _____

代表者 住所 _____

税理士 氏名 _____

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
事務局長殿		事務局長殿	
前事業年度等	自令和 年 月 日	前事業年度等	自令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日	地方法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
前事業年度の法人税額	前事業年度の地方法人税額	前事業年度の法人税額	前事業年度の地方法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
差引法人税額	差引地方法人税額	差引法人税額	差引地方法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
月数換算	月数換算	月数換算	月数換算
同上の税額 × 6	同上の税額 × 6	同上の税額 × 6	同上の税額 × 6
納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額
百万円	百万円	百万円	百万円
00	00	00	00

別表十八 令三・四・一以後提出分

(21 別表十九)

納税地、納税者、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(全)、光上金額、申告年月日、通達日付印、申告区分、旧納税地及び旧法人名等

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 令和 年 月 日)
(計算期間 令和 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation: 退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10), 確定給付年金資産管理運用契約分, 確定給付年金基金資産運用契約分, 確定拠出年金資産管理運用契約分, 個人型年金に係る分, 退職等年金給付に係る分, 勤労者財産形成給付契約分, 勤労者財産形成基金給付契約分, 厚生年金基金契約分, 適格退職年金契約分, 課税退職年金等積立金額 (1) x 12, 法人税額 (12) x 10.3%, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額 (12)-(13), 退職年金等積立金額, 課税退職年金等積立金額 (21)+(22), 退職年金等積立金額, 課税退職年金等積立金額, 分等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額, 合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額, 法人税額 (14)-(15), この申告により納付すべき法人税額 (14)-(20)

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額 (12), 地方法人税額 (31) x 10.3%, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額 (32)-(33), この申告書の確定地方法人税額, この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(35)

税理士 署名

(21 別表十九)

納税地、納税者、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(全)、光上金額、申告年月日、通達日付印、申告区分、旧納税地及び旧法人名等

平成 令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 令和 年 月 日)
(計算期間 令和 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation: 退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10), 確定給付年金資産管理運用契約分, 確定給付年金基金資産運用契約分, 確定拠出年金資産管理運用契約分, 個人型年金に係る分, 退職等年金給付に係る分, 勤労者財産形成給付契約分, 勤労者財産形成基金給付契約分, 厚生年金基金契約分, 適格退職年金契約分, 課税退職年金等積立金額 (1) x 12, 法人税額 (12) x 10.3%, 中間申告分の法人税額, 差引この申告により納付すべき法人税額 (12)-(13), 退職年金等積立金額, 課税退職年金等積立金額 (21)+(22), 退職年金等積立金額, 課税退職年金等積立金額, 分等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額, 合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額, 法人税額 (14)-(15), この申告により納付すべき法人税額 (14)-(20)

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額 (12), 地方法人税額 (31) x 10.3%, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額 (32)-(33), この申告書の確定地方法人税額, この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(35)

税理士 署名 押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分... 令三、四、一以後終了事業年度等分

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分... 令二、四、一以後終了事業年度等分